

令和元年第10回農業委員会総会議事録

○日 時：令和元年10月10日（木） 午前9時30分～午前10時00分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1 番：井川 輝征	2 番：尾上 春樹	3 番：宮本 和市
4 番：藤井 雅史	5 番：谷口 孝一	6 番：塚本 壽
7 番：草野 義雄	8 番：田口 昭広	9 番：寺本 眞理子
10 番：阪口 修一	11 番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1 番：本郷 昭博	2 番：牧 正徳	3 番：中川 光春
5 番：田口 宗一	6 番：下崎 省一	7 番：宮島 正文
9 番：道園 浩二	10 番：小崎 良一	11 番：木川 保
12 番：一川 清	13 番：野田 和夫	14 番：湊上 米作
15 番：山田 和治		

（欠席：2名）

4 番：矢野 解光	8 番：坂口 恵美子
-----------	------------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司	事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第20号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について
日程第3	議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第43号	農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中に御出席いただき、ありがとうございます。 まず、「寺本」委員より挨拶があるとのことですので、お願いします。 ～寺本委員より挨拶～ ありがとうございました。 さて、台風１９号が近づいております。１５号で被害を受けられ、追い打ちをかけるような台風ですけれども、大変私たちも心配しております。 先日、食糧自給率の話が出ていたので、聞いておりましたところ、現在、日本の食料自給率が３７％まで下がってきているとのことでございます。一番の問題点をお聞きしたところ、国民の食糧自給率に対する関心がないことが一番の問題であるとのことでした。私たちも日頃、農業委員としての活動をさせていただいておりますが、周りを見渡すと高齢化または耕作放棄地の増加が目立ってきております。農業委員・推進委員の皆様が食糧自給率には一番、岐路しているのかなと思っております。皆様方にも今後とも、委員の活動を通じてご協力・ご対応をお願いいたします。 それでは只今より、令和元年第１０回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 ４番「矢野」推進委員、８番「坂口恵美子」推進委員から欠席報告があっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、４番「藤井雅史」委員、６番「塚本壽」委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の訂正が１ヶ所ありますので、訂正をお願いします。 議案書５ページの議案第４２号「農地法第５条の規定による許可申請書審議」の所有権移転の部１番についてです。譲渡人の氏名ですが、「鳥井」の「井」が井戸の「井」となっていますので、「住居」の「居」に訂正をお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第１９号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

福田局長	おはようございます。 本日、提案しております、議案等の説明につきましては、担当係長から説明させていただきます。ご審議よろしく申し上げます。
川田係長	それでは、説明いたします。 議案書の１ページをお願いします。 報告書第１９号、農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定により、下記のとおり通知されたので報告するものです。 １番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。合意解約日及び当初の契約期間は備考欄のとおりです。 該当地は現在、果樹が作付けされていますが、耕作者を探している状況です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１９号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第１９号につきましてはこれで終わります。 次に、報告第２０号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の２ページをお願いします。 報告第２０号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 この配分計画は、記載してある賃貸人が平成２６年５月１日から令和６年４月３０日までの１０年間、熊本県農業公社に賃貸借権の設定をした農地ですが、熊本県農業公社から賃借人への貸付期間（５年間）が終了したため、再度、配分計画が認可されたものになります。 賃貸権設定の部ですが、議案書２ページの１番から議案書３ページの６番までまとめて説明いたします。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は全て水稻で、設定期間は１～５番は再設定の４年８か月です。今までと同じ耕作者への配分になります。

	6番は新規設定の4年8か月で、今までとは別の耕作者への配分になります。賃借料は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の4年8か月です。 今までと同じ耕作者への配分です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第20号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第20号につきましてはこれで終わります。 次に、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の4ページをお願いします。 議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、労力不足のため耕作管理が困難なので、相手方の要望により売り渡す。 譲受人事由ですが、農地を売ったため、代替地として買い受け、耕作管理するとなっています。 ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せております。 申請地は、宮浦地区の「JAあしきたガソリンスタンド」の東側、約110mの場所で、新しく整備された県道沿いの2筆になります。 現地確認ですが、申請地①はイチゴがハウス栽培されていました。申請地②は休耕地でしたが草払い等、適正に管理されていました。買い受け後は、申請地①及び申請地②ともに、引き続き野菜等を作付けし、適正に管理するということでした。

	黄色調査書の 1 ページをお願いします。 契約の種類は売買になります。 申請理由ですが、譲渡人は労力不足で耕作管理が困難であり、譲受人の要望もあったため、売り渡すということです。譲受人は、農地を駐車場用地として売ったため、代替地が必要であることから、買い受けるということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「6 番の塚本」委員にお願いいたします。
塚本委員	この件につきましては、10月8日に現地を確認いたしました。 事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、担当地区の「下崎」推進委員からお願いします。
下崎推進委員	只今、塚本委員が言われたとおり、事務局の説明どおり問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 4 1 号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りいたします。 所有権移転の部 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 4 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記

載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せております。

申請地は「テラプローブ九州事業所」の北側で、町道を挟んで向かい側になります。

現地確認ですが、申請地は雑種地化しておりました。申請地の北側に農地は存在しますが休耕地であり、申請地と1.5m程度の段差があるため、個人住宅を建設しても問題はないと感じました。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は合併浄化槽を設置し、西側の側溝に排水する計画です。

ピンク色総会資料4ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約0.3haです。

黄色調査書の2ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、実家に住んでおり、独立するにあたり、個人住宅を新築するものです。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

使用貸借権の部1番、申請地の詳細、貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せております。

	申請地は「小田浦バス停」の北側、約 85 m の場所で国道 3 号線沿いになります。 現地確認ですが、申請地は国道 3 号線との高低差が 3 m 程度あるため、造成を行い、進入路も整備するということでした。申請地の南側に農地は存在しますが、特に影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の 6 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せております。 事業計画は記載のとおりとなりますが、黒く塗っている部分が進入路となります。排水は合併浄化槽を設置し、南側の既存の排水路に排水する計画です。 ピンク色総会資料 7 ページをお願いします。農地の広がりですが、斜線部分の約 0.4 ha になります。 黄色調査書の 3 ページをお願いします。 ●契約の種類は使用貸借になります。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「借人は現在、借家に住んでいますが、子どもの成長に伴い、借家が狭くなったため、借人である父から申請地を借り受け、個人住宅を新築するものです。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないことを確認しています。また、計画面積の妥当性ですが、基本的に個人住宅は 550 m² 以下、農家住宅は 1,100 m² 以下というのが宅地転用の判断基準面積となっております。 今回の案件は転用面積が 647 m² あります。現地確認及び計画図面を確認したところ、造成を行い、進入路等を整備すると、宅地利用可能面積は 547 m² あることから、計画面積は妥当であると判断しております。また、周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請書は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「4 番の藤井」委員にお願いします。
藤井委員	事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

片山会長	続きまして、担当地区の「道園」推進委員からお願いします。
道園推進委員	事務局と藤井委員の言われたとおりですので、よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、使用貸借権設定の部１番の案件を「１０番の阪口修一」委員にお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、担当地区の「中川」推進委員からお願いします。
中川推進委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第４２号につきまして、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、所有権移転の部１番につきましては、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、使用貸借権設定の部１番につきましては、原案のとおり決定しました。 次に、議案第４３号「農地利用集積計画の審議について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の６ページをお願いします。 議案第４３号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤促進法第１８条第１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の３年間の期間借地になります。 賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の７ページをお願いします。 使用貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載の

	とおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の5年間です。 2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の5年間です。 3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で、設定期間は再設定の5年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第43号につきまして、質疑ありませんか。 …4番、藤井委員。
藤井委員	議案書6ページの期間借地ですが、終わった後の草払い等はどこが管理するのですか。
川田係長	空いている期間については、別の方が期間借地されております。
藤井委員	わかりました。
片山会長	他にございませんでしょうか。 (質疑なし) それでは、お諮りします。 賃貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。 ありがとうございました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。

